山口・長門国分寺跡

1 所在地　山口県下関市長府宮の内町
2 調査期間　一九八七年（昭62）一二月～一九八八年五月
3 発掘機関　下関市教育委員会
4 調査担当者　伊東照雄・橋本　修・中野和浩・山嵜　薫
濱崎真二・片平（旧姓）智子・宝川昭男
5 遺跡の種類　寺院跡
6 遺跡の年代　奈良時代～明治時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

長門国分寺跡は、長門国府推定域の中で、中心施設が分布する字亀の甲周辺域の砂礫台地の北辺に立地する。調査地は、長門国分寺の西限域に比定される。今回の発掘調査は、宅地造成工事に伴うものである。

（安岡・小倉）

調査の結果、国分寺創建期以前の遺構として、性格不明の溝状遺構ＬＸ一二〇Ａが検出された。遺構は、やや東偏して南北方向にのび、幅約八ｍを測る。一段ないし二段の階段状に掘り込まれ、西壁下部には杭が打たれており、明らかに人為的に加工されている。自然堆積と考えられる遺構の埋積土は上下に二分され、下層は無遺物砂層、上層は木簡その他の人工遺物を大量に含む粘質土である。上層の埋積年代は遺物の年代から奈良時代と考えられる。ここから、「美」の墨書が認められる杯身を含む須恵器、土師器、銅の付着が認められる坩堝などとともに、木簡一点及び木簡状木製品三点が出土した。

木簡状木製品のうち、一点は未製品で、柾目の厚手の板材の下端を両側面から削る。先端は面取りし、平坦。板面の断面は、先端部が薄くくさび状を呈し、表裏の両面ともに丁寧に調整を施す（二〇二㎜×四三㎜×一七㎜　〇五一型式）。もう一点は未使用品で、柾目のヒノキ材の上端を両側面から削り尖らせ、両側面から切り込みを入れ、圭頭に作る。表裏の両面ともに丁寧に削られ、木簡材としては完成しているが、墨書は認められない（一四七㎜×二七㎜×六㎜　〇三二型式）。最後の一点は、表裏の両面ともに傷みがひどく墨書は確認できない。板目のスギ材で、厚手の板材の両端に両側面から切り込みを入れ方頭を作る。上端部は切断、面取り。下端は損傷により不明である（一九三㎜×三七㎜×一三㎜　〇三一型式）。

「美」
墨書土器

8　木簡の釈文・内容

(1)　□三荷遣故領不有　　(183)×(45)×6　081

片面に墨書が認められる。上端は折損。ケガキ状の切り込みが認められるため、あるいは切り折りか。下端は切断。左側面は割損。右側面は削り。板目のスギ材である。

内容は、何らかの物品の送付に関わる文書木簡の一部と思われるが、正確に文意をとることはむずかしい。領は「うながし」（物品や作業の管理者）であろう。「□三荷を遣す故に、領、有らず」（□三荷を〈領に担当させて〉送ったので、領がいない）、あるいは「□三荷遣す、領有らざるが故に」（□三荷を遣す。領がいないので）などの解釈が可能であろう。

9　関係文献

下関市教育委員会『長門国分寺跡　長門国府周辺遺跡発掘調査報告書Ⅵ』（一九八八年）
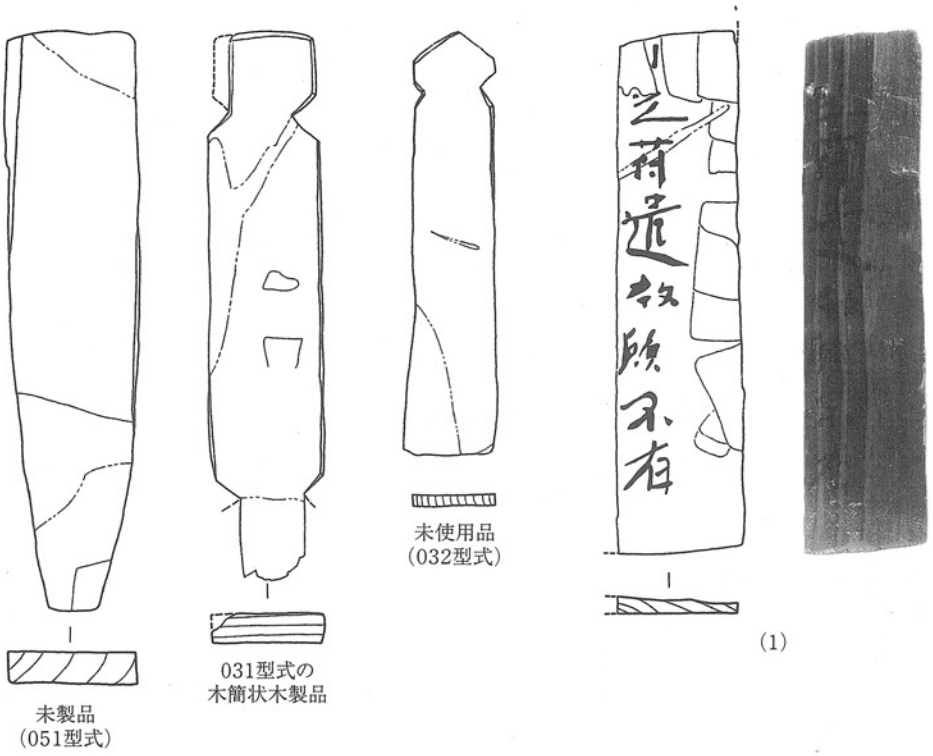
（濱﨑真二）